

第 4 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書 (案)

第 4 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書 (案)

(紀 北 森 林 計 画 区)

(第 二 次 変 更 計 画 書)

計 画 期 間 $\left\{ \begin{array}{l} \text{自 平 成 2 4 年 4 月 1 日} \\ \text{至 平 成 2 9 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right.$

(変 更 年 月 平 成 2 6 年 3 月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画書〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画書〕

3 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備に関する事項	2
-------------------------------------	---

第4次地域管理経営計画書（紀北森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第8項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。
なお、本変更計画は、平成26年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林業専用道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長	箇所数	延長
山地災害防止タイプ	—	—	—	—
自然維持タイプ	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—
水源涵養タイプ	3	4,900	—	—
計	3	4,900	—	—

第4次国有林野施業実施計画（紀北林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成26年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林業専用道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

林道の開設及び改良の路線別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)）

(単位：m)

基幹・管理別	開設・改良	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型	備考
管理	開設	高野山林業専用道 217林班線	高野山 217	420	水源涵養タイプ	
		高野山林業専用道 225林班線	高野山 225、226	3,580	水源涵養タイプ	
		高野山林業専用道 235林班線	高野山 235	900	水源涵養タイプ	
計		3路線		4,900		